

くらしの安心・安全情報をお届けします！

墨田区消費者ニュース

訪問販売や電話勧誘販売で契約した電気・ガスの供給契約は、**クーリング・オフ**できることをご存じですか！？



困ったときは、すみだ消費者センター
(03-5608-1773)までご相談を！

Vol.181
令和3年冬号

高齢者の**悪質商法**被害を防ぎましょう！

今後、高齢化の一層の進展により、ますます**悪質商法**の発生件数も増加することが予測されます。

悪質商法の被害にあった場合、後からお金を取り戻すことはとても困難です。

何よりも大切なのは未然に防ぐことです。実際に起きた様々な手口を知っておきましょう。また、『契約を迫られてもその場で判断しない。』『あせって修理を依頼せず、複数の事業者から見積もりを取る。』『身に覚えのない請求には絶対応じない。』など、日頃から、**悪質商法**への対策を心がけておきましょう。

墨田区における高齢者相談の内容



高齢者がいるご家庭での【点検商法】や【架空・不当請求】、また、【水回りの修理】などによるトラブルが増えています。

【点検商法】

突然訪問してきた業者に勧められ、外壁工事の契約をしてしまった。明後日が工事日だが、外壁以外にもいろいろ手直した方がよいと言われた。家に来られては困るので、クーリング・オフの方法を知りたい。（８０代女性）

【架空・不当請求】

個人情報保護団体を名乗る男性から占いサイトの未納料金を支払うよう電話がきたが身に覚えがない。（７０代女性）

【水回りの修理】

自宅の台所の蛇口が水漏れしたため、ネットで見つけた業者に修理を依頼した。水漏れは改善したが、蛇口が固くて使い勝手が悪い。交換するには別料金がかかると言われた。（６０代女性）

少しでも、「あれっ!?おかしい!!」と思ったら、身近な人や消費者センターに相談し、トラブルを回避しましょう。

今号の相談事例・アドバイス
訪問販売や電話勧誘販売で契約した
電気・ガスの供給契約は
クーリング・オフできます！



相談事例

大手電気会社で電気とガスの供給契約をまとめていた。7日前、別の事業者が訪問して電気とガスの切り替えを勧誘された。

「電気代やガス代が安くなるし、解約時も解約料はかからない。」と言われ、電気とガスの検針票を業者に見せて、安易に契約をしてしまった。

後から契約書や料金表を見ても、内容がよくわからなかった。

電気会社とガス会社は別会社だが、本当に料金が安くなるのかわからないので、電気もガスも元の電気会社に戻したい。

アドバイス

平成28年に電力の、平成29年にガスの小売全面自由化が行われました。しかし、現在も電気やガスの切り替えについての相談が消費者センターに多く寄せられています。

事業者は、勧誘時にプランや料金の算定方法を説明する義務があります。契約内容や料金の割引期間等の契約条件をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約しましょう。

検針票に記載されている、契約名義人・住所・顧客番号・供給地点特定番号などは重要な個人情報です。電力・ガス会社はこれらの情報に基づいて契約しますので、訪問販売や電話勧誘で情報を聞かれても、すぐには答えないようにしましょう。

今回紹介した事例では、クーリング・オフにより、契約を解除し、元の手続き電気会社に戻すことができました。

消費者センターに相談して良かったね！



クーリング・オフとは・・・

訪問販売や電話勧誘などで、冷静な判断ができない状況で契約をしてしまった場合、法律で定められた期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で契約を解除できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消耗品など、一部適用されないものもあります。

クーリング・オフできる期間

クーリング・オフは適用対象ごとに期間が定められていますので、早めに通知することが肝心です。

● 訪問販売 **8日間**

「景品が当たった」などと他の人より有利な条件で契約できると言ったり、本来の目的を告げずに契約を迫ったりするアポイントメントセールス、路上などで呼びかけられ喫茶店等で契約を迫るキャッチセールス等

● 電話勧誘販売 **8日間**

電話で加入し、申し込みを受ける取引

● 連鎖販売取引 **20日間**

契約後に自分が次の買い手を探し、次々に販売組織に加入させる、いわゆるマルチ商法

● 訪問購入 **8日間**

店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約

「クーリング・オフ」の方法

契約書を受け取った日を含めた期日以内に
書面で通知してください。

はがきに以下の図のように記入します。（両
面をコピーし、保管しておきましょう。）

はがきは「特定記録郵便」または「簡易書
留」で送ってください。

支払ったお金は全額返金を要求できます。
商品の引き取りは、事業者負担です。

契約解除の通知書

契約年月日 令和 年 月 日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○○円

販売会社名 株式会社○○○
×××営業所
担当者 △

上記契約を解除します。
すみやかに支払い済みの _____ 円
を返金し、商品をお引き取りください。

令和 年 月 日

契約者住所 _____

契約者氏名 _____

こんなふうを書いて
送ればいいんだね！



すみだ消費者センター相談室



- 相 談 日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
日曜日・祝日、年末年始はお休みです
- 相談時間・・・午前 9 時～午後 4 時 30 分
- 所 在 地・・・墨田区押上 2-12-7 セトル中之郷 2 階



- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3 出口から徒歩 3 分
- 東武スカイツリーライン「東京スカイツリー駅」東口から徒歩 7 分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター前」で下車

令和 3 年 1 2 月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 5608-1516